

議案第41号

備前市学びと遊びの健康プラザ設置条例の制定について

備前市学びと遊びの健康プラザ設置条例を次のとおり制定する。

令和7年2月19日提出

備前市長 吉 村 武 司

備前市条例第 号

備前市学びと遊びの健康プラザ設置条例

(設置)

第1条 市民の文化、教養、スポーツ等の活動の場を提供し、もって福祉の増進に資するため、備前市学びと遊びの健康プラザ(以下「プラザ」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 プラザの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 備前市学びと遊びの健康プラザ
- (2) 位置 備前市西片上1226番地

(指定管理者による管理)

第3条 プラザの管理は、備前市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年備前市条例第256号)に基づき、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) プラザの使用の許可に関する業務
- (2) プラザの維持管理に関する業務
- (3) 使用料の徴収に関する業務

- (4) プラザの利用者の利便性を向上させるために必要な業務
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、プラザの運営に関する事務のうち、市長のみの権限に関する事務を除く業務
- (指定管理者の権限)

第5条 指定管理者は、指定が効力を有する間、次条から第12条までに規定する市長の権限を行うものとする。ただし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により、管理の業務の全部又は一部の停止を命じられた期間における当該停止を命じられた業務に係るものを除く。

(開館時間)

第6条 プラザの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第7条 プラザの休館日は、12月29日から翌年の1月3日まで及びその年度においてあらかじめ市長が定める日とする。

(使用の許可)

第8条 プラザを使用しようとする者は、市長に申請し、その許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 市長は、前項の許可に当たり、プラザの管理上必要があるときは、その使用について条件を付することができる。

(使用の制限)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、プラザの使用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) プラザの施設又は附属設備等を損傷又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 暴力排除の趣旨に反すると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほかプラザの管理上支障があると認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第10条 市長は、第8条第1項の規定により使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を制限し、若しくは停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により、使用の許可を受けたものであるとき。
- (2) 第8条第2項の規定により付された条件に違反したとき。
- (3) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) 第15条の規定に違反したとき。
- (5) 第16条第1項の規定に違反したとき。
- (6) 災害その他やむを得ない事由により、プラザの使用が困難であると認めたとき。

(入場の制限)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、プラザへの立入りを拒み、又は退場を命じることができる。

- (1) めいていして他人に迷惑をかけるおそれのある者
- (2) 市長の許可なくして営業行為をし、又ははり紙若しくは広告を行う者
- (3) 公の秩序又は善良の風俗を乱し、又は乱すおそれのある者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があると認める者

(使用料)

第12条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

- 2 前項の使用料は、その使用の許可を受けたときに前納するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、当該使用料を分割納付し、又は後納することができる。
- 3 市長は、公益上特に必要があると認めたときは、第1項の使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、第10条第6号の規定により、使用の許可を取り消したとき、その他市長において相当の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用料金)

第14条 市長は、プラザの管理を第3条の規定により指定管理者に行わせる場合において適当と認めるときは、指定管理者にプラザの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

- 2 前項の場合において、利用料金は、第12条第1項の規定にかかわらず別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも、また同様とする。
- 3 指定管理者は、前項の承認を受ける場合においては、あらかじめ、利用料金の額の案を作成し、市長に承認を申請するものとする。
- 4 指定管理者は、第2項の規定により利用料金を定めたときは、直ちに公表するとともに、利用者の見やすい場所に掲示しなければならない。
- 5 指定管理者は、第1項の場合において、市長の承認を得て定める基準により、利用料金の全部若しくは一部を還付し、又は利用料金を減免することができる。

(目的外使用等の禁止)

第15条 使用者は、許可を受けた目的以外にプラザを使用し、転貸し、又はその使用の権利を他に譲渡してはならない。

(特別設備等の設置)

第16条 使用者は、プラザの使用に当たり、特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を搬入して使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- 2 市長は、プラザの管理上必要があると認めるときは、使用者の負担において特別な設備を設置させることができる。

(職員の立入り等)

第17条 使用者は、当該使用中の場所に職員が職務執行のため立ち入るときは、これを拒むことができない。

(原状回復の義務)

第18条 使用者は、プラザの使用を終えたとき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用の許可を取り消されたときは、直ちに職員の指示に従い、当該施設並びに附属設備及び備付器具を原状に回復しなければならない。

- 2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを執行し、これに要した経費は、使用者の負担とする。

(損害賠償の義務)

第19条 使用者は、プラザの施設又は附属設備若しくは備付器具を損傷し、又は滅失したときは、市長の指示に従い、その損害を賠償しなければならない。

- 2 使用者の使用期間中、当該使用に係る入場者に起因する損害は、前項の損害とみなす。

(委任)

第20条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(備前市立公民館設置条例の一部改正)

- 2 備前市立公民館設置条例(平成17年備前市条例第102号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号の表中「備前市西片上17番地2」を「備前市西片上1226番地」に改める。

別表備前市立中央公民館の部を次のように改める。

備前市立中央公民館	1階 託児室	410円	200円
	2階 講座室1(工芸)	620円	310円
	2階 講座室2(音楽)	620円	310円
	2階 講座室3	620円	310円
	2階 会議室1	410円	200円
	2階 会議室2	410円	200円
	2階 和室	410円	200円
	2階 調理室	620円	310円
	2階 多目的ホール1	620円	310円

	2階 多目的ホール2	1,240円	620円
--	------------	--------	------

別表備前市立片上公民館の部を次のように改める。

備前市立片上公民館	2階 研修室	1,240円	620円
	2階 研修室以外は、備前市立中央公民館を準用する。		

(備前市子育て支援拠点施設設置条例の一部改正)

- 3 備前市子育て支援拠点施設設置条例(平成22年備前市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「伊里子育て支援拠点施設」を「子育て支援センター」に、「備前市友延1番地2(伊里認定こども園内)」を「備前市西片上1226番地(備前市学びと遊びの健康プラザ内)」に改める。

別表(第12条、第14条関係)

区分	1時間当たりの基本使用料	
	営利等使用以外	営利等使用
1階 活用スペース1	無料	1,240円
1階 活用スペース2	無料	1,240円

備考

- 1 使用時間が1時間に満たない場合は、1時間とみなす。
- 2 営利等使用とは、物品等の宣伝又は販売、参加料を徴する興行又は活動(研究その他の教育的目的のため、市内に居住し、又は通学する児童、生徒等を対象に実施する活動を除く。)、募金その他これらに類する行為に係る使用をいう。